

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 5 月 23 日

月 曜 日

第 4058 号

目 次

告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 1
- 道路の区域変更 2
- 堤防と道路との兼用工作物の管理 3
- 土地改良区の定款変更の認可 4
- 指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出 5

公 告

- 土地改良区の役員の就退任

告 示

富山県告示第244号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年 5 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

中畑地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
南砺市		中畑	下開津	11番1	標柱1号
		〃	〃	253番11	標柱2号
		〃	〃	253番3	標柱3号

		〃	〃	123番1	標柱4号
		〃	〃	148番1	標柱5号
		〃	〃	135番1	標柱6号
		〃	〃	222番	標柱7号
		〃	〃	211番	標柱8号
		〃	〃	243番1	標柱9号
		〃	〃	14番	標柱10号

(砂 防 課)

富山県告示第245号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月23日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 5 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 立山山田線	富山市青柳新2003番地先から	変更前		最大 17.3 最小 6.4	341.9	富山土木 センター
	富山市青柳新2013番地先まで	変更後		最大 35.5 最小 9.4	331.1	
県道 富山大沢野線	富山市青柳新1130番2から	変更前		最大 20.0 最小 6.4	252.9	富山土木 センター
	富山市青柳新2013番地先まで	変更後		最大 34.9 最小 8.0	260.7	

県道 東猪谷富山線	富山市青柳新1036番地先か ら	変更前	最大 20.0 最小 6.4	252.5	富山土木 センター
	富山市青柳新1072番地先ま で	変更後	最大 34.9 最小 8.6	260.3	

富山県告示第246号

堤防と道路との兼用工作物の管理について

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センター小矢部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 5 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 河川の名称

一級河川小矢部川水系藪波川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

小矢部市矢水町 310番24地先から小矢部市矢水町 307番 9 地先及び小矢部市矢水町 297番 3 地先から小矢部市矢水町 247番 3 地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 小矢部市

住所 小矢部市本町 1 番 1 号

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道

路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持及び修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1.0メートルまでの範囲内にあるものの維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成28年5月23日から道路の存続する日まで

富山県告示第247号

土地改良区の定款変更の認可について

射水平野土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月 11 日認可した。

平成28年 5 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第248号

土地改良区の定款変更の認可について

砺波市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月 11 日認可した。

平成28年 5 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第249号

土地改良区の定款変更の認可について

福光町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月 11 日認可した。

平成28年 5 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第250号

土地改良区の定款変更の認可について

福沢土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月11日認可した。

平成28年 5 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第251号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めた
めの届出について

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112条第 1 項の規定による同意を求めたための届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

なお、漁船損害等補償法施行令第 5 条第 2 項に規定する指定漁船調書は、富山県農林水産部水産漁港課及び氷見市比美町 435番地、氷見漁業協同組合において平成28年 5 月23日から平成28年 6 月 6 日まで縦覧に供する。

平成28年 5 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

発起人の氏名及び住所	加入区	その他
本川 雅幸 氷見市朝日本町6番6号 宮下 彰 氷見市中波2923番地	氷見加入区 氷見市一円及び 高岡市太田、渋谷の 区域	氷見漁業協同組合に 対し、漁船損害等補 償法第 113条第 1 項 の申出をする。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

土地改良区の役員の退任

滑川東部土地改良区の役員であった次の者が平成28年 3 月27日退任した旨届出が

あったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年 5 月23日

		富山県知事 石 井 隆 一	
職 名	氏 名	住 所	
理 事	石 倉 巖	滑川市辰野	10番地10
同	福 田 作 一	同 大崎野	502番地 1
同	寺 林 義 輝	同 大林	17番地
同	木 下 晶	同 大浦	630番地 2
同	生 駒 勉	同 東福寺開	111番地
同	按 田 達 也	同 室山	23番地
同	谷 川 秀 明	同 開	138番地 1
同	谷 秀 夫	同 改養寺	96番地
同	碓 井 好	同 田林	127番地
監 事	木 下 忠 夫	同 大浦	537番地
同	中 山 義 孝	同 下野	200番地 2
同	神 谷 康 雄	同 開	307番地

土地改良区の役員の就任

滑川東部土地改良区の役員に次の者が平成28年 3 月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年 5 月23日

		富山県知事 石 井 隆 一	
職 名	氏 名	住 所	
理 事	石 川 美喜男	滑川市道寺	107番地
同	福 田 作 一	同 大崎野	502番地 1
同	寺 林 義 輝	同 大林	17番地
同	木 下 晶	同 大浦	630番地 2

同	生 駒 勉	同	東福寺開	111番地
同	稲 葉 公 成	同	室山	22番地
同	石 川 治 一	同	開	713番地
同	谷 健 司	同	東金屋	182番地
同	阿波加 幹 雄	同	田林	258番地
監 事	金 川 充	同	大崎野	250番地
同	出 村 眞佐範	同	中野	148番地
同	諏 訪 利 明	同	開	620番地

土地改良区の役員の退任

井田川水系土地改良区の役員であった次の者が平成28年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年5月23日

職 名	氏 名	富山県知事 住 所	石 井 隆 一
理 事	柳 田 勲	富山市八尾町三田	361番地
同	若 林 博 之	同 八尾町翠尾	510番地
同	谷 井 正 一	同 八尾町青根	971番地
同	林 忠 司	同 婦中町浜子	1357番地 3
同	中 村 嘉 壽	同 八尾町上高善寺	906番地
同	浅 倉 敏 夫	同 婦中町島田	231番地 1
同	武 部 善 徳	同 八尾町石戸	140番地
同	高 堂 晴 朗	同 婦中町上吉川	267番地
同	高 堂 昭 夫	同 八尾町田中	131番地
同	田 村 勝	同 婦中町千里	1838番地
同	平 井 吉 弘	同 八尾町三田	406番地
同	米 田 吉 輝	同 八尾町福島	587番地

同	茂	清	志	同	八尾町妙川寺	1048番地
同	吉	森	一 郎	同	八尾町水口	1536番地
同	清	水	雅 彦	同	八尾町上笹原	1057番地
同	浅	井	勝 男	同	八尾町下笹原	2204番地 1
同	西	田	秀 夫	同	八尾町高熊	1178番地
同	平	林	恭 秀	同	八尾町平沢	389番地
監 事	吉	田	正	同	婦中町田屋	1352番地
同	林	島	良 一	同	八尾町新田	476番地

土地改良区の役員の就任

井田川水系土地改良区の役員に次の者が平成28年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年 5 月 23 日

職 名	氏 名	富山県知事 住 所	石 井 隆 一
理 事	若 林 博 之	富山市八尾町翠尾	510番地
同	柳 田 勲	同 八尾町三田	361番地
同	谷 井 正 一	同 八尾町青根	971番地
同	吉 田 正	同 婦中町田屋	1352番地
同	林 忠 司	同 婦中町浜子	1357番地 3
同	浅 倉 敏 夫	同 婦中町島田	231番地 1
同	高 堂 晴 朗	同 婦中町上吉川	267番地
同	米 田 吉 輝	同 八尾町福島	587番地
同	吉 森 一 郎	同 八尾町水口	1536番地
同	清 水 雅 彦	同 八尾町上笹原	1057番地
同	西 田 秀 夫	同 八尾町高熊	1178番地
同	平 林 恭 秀	同 八尾町平沢	389番地
同	林 武 夫	同 婦中町上井沢	100番地

同	武部良一	同	八尾町石戸	584番地
同	鎌正秋	同	八尾町館本郷	1262番地
同	野原利一	同	婦中町下吉川	362番地
同	石森孝志	同	八尾町水谷	86番地
同	大開守	同	八尾町新田	378番地
同	若林良作	同	八尾町新田	140番地
同	上田寿男	同	八尾町三田	408番地
同	花島秀義	同	八尾町下笹原	4583番地
監事	福山英則	同	八尾町上高善寺	1291番地
同	奥野信行	同	婦中町千里	409番地
同	宮本祥示	同	八尾町高善寺	68番地20

土地改良区の役員の就任

四千石用水土地改良区の役員に次の者が平成28年3月14日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年5月23日

		富山県知事	石井隆一
職名	氏名	住所	
理事	河村正春	下新川郡朝日町月山	614番地

土地改良区の役員の就任

常東用水土地改良区の役員に次の者が平成28年3月18日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年5月23日

		富山県知事	石井隆一
職名	氏名	住所	
理事	岡本行男	中新川郡立山町横江野開	131番地

同	坂 井 義 弘	同	同 下段	275番地
同	轡 田 幸 則	同	富山市水橋辻ケ堂	1431番地

土地改良区の役員の退任

氷見市宇波土地改良区の役員であった次の者が平成28年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年5月23日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	坂 本 昭 男	氷見市宇波4923番地
同	坂 本 菊 男	同 宇波4790番地
同	坂 下 克 弘	同 脇方 626番地
同	放 生 圭 介	同 宇波4749番地
同	高 坂 勇	同 宇波4852番地
同	田 村 三與吉	同 宇波4770番地
同	川 崎 進	同 宇波3187番地
同	濱 谷 美 明	同 脇方 214番地 1
同	石 崎 榮	同 宇波 336番地 2
同	大谷内 博 明	同 脇方 207番地 1
監 事	太 田 直 茂	同 宇波4810番地
同	高 塚 久	同 宇波4773番地
同	酒 井 兼 朗	同 宇波3201番地

土地改良区の役員の就任

氷見市宇波土地改良区の役員に次の者が平成28年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年 5 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	坂 本 昭 男	氷見市宇波 4923番地
同	坂 本 菊 男	同 宇波 4790番地
同	坂 下 克 弘	同 脇方 626番地
同	高 坂 勇	同 宇波 4852番地
同	石 崎 榮	同 宇波 336番地 2
同	川 崎 進	同 宇波 3187番地
同	濱 谷 美 明	同 脇方 214番地 1
同	土 平 千 秋	同 宇波 4744番地
同	大谷内 博 明	同 脇方 207番地 1
同	坂 本 茂 治	同 宇波 3161番地
監 事	太 田 直 茂	同 宇波 4810番地
同	高 塚 久	同 宇波 4773番地
同	酒 井 兼 朗	同 宇波 3201番地

土地改良区の役員の退任

入善土地改良区の役員であった次の者が平成28年 3 月29日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年 5 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	中 瀬 昭 義	下新川郡入善町上野2828番地

